

元国際第852号

関税割当公表第TWQ-JP8号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和2年度のシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月16日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（040610090）

CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP8のシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0406.10号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（一個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）、関税割当

制度に関する政令別表第0406.10号、第0406.40号及び第0406.90号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

2 合計割当数量 2,380 t（予定）

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書の提出先

農林水産省生産局牛乳乳製品課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和2年1月14日（火）から同年2月7日（金）まで

(2) 令和2年9月8日（火）から同年9月14日（月）まで

(3) 令和2年12月15日（火）から同年12月21日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第5 関税割当申請者の資格

- 1 関税割当申請書を提出する日において、シュレッドチーズの製造設備を有する法人又は個人事業者であり、この関税割当てにより割当てを受けたフレッシュチーズの使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。
- 2 第4の1の提出期間ごとに、当省ウェブサイトの登録フォーム（別添1を参照）から登録を行った者。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成31年度（令和元年度）の月別のナチュラルチーズ製造実績数量等一覧表（平成31年3月末見込みを含む。）（別記様式1）

ただし、申請者の使用した国産ナチュラルチーズ（国産生乳により製造されるものに限る。以下同じ。）の全部が、他の国産ナチュラルチーズ製造業者の製造（以下「他社製造」という。）に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、1の書類の添付を必要としない。

- 2 令和2年度の月別のナチュラルチーズ製造計画数量等一覧表（別記様式3）

ただし、申請者の使用する国産ナチュラルチーズ（国産生乳により製造されるものに限る。以下同じ。）の全部が、他の国産ナチュラルチーズ製造業者の製造（以下「他社製造」という。）に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、2の書類の添付を必要としない。

- 3 シュレッドチーズ製造・使用（販売）実績数量及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ輸入・使用実績数量等一覧表（平成31年3月末見込みを含む。）（別記様式2）

ただし、前年度の割当てを受けた者にあっては、別記様式2の「CPTPPに

よるもの」の使用実績数量が、「国産品」の使用実績数量（自社製造によるものと他社製造によるものの合計）に3.5を乗じて得られる数量を超過しないことを確認し、超過している場合は、前年度の関税割当公表に違反したと見なし、今年度の申請を受け付けない。

4 シュレッドチーズ製造・使用（販売）計画数量及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ輸入・使用計画数量等一覧表（別記様式4）

5 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の輸入計画商品一覧表（別記様式6）

6 申請者の使用する国産ナチュラルチーズの使用計画数量の全部又は一部が、他社製造に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、当該申請者が確実に当該数量の国産ナチュラルチーズを使用しうることを証するに足る書面。

7 下記の書類及び資料

(1) シュレッドチーズ及びナチュラルチーズ製造別の工場名及び所在地を記載した書類

(2) 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

(3) 製造機械配置図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

(4) 工場工程見取図

(5) シュレッドチーズ及びナチュラルチーズの製造機械設備一覧表等（別記様式7、8及び9）

(6) 法人の登記事項証明書（原本）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、前年度及び当年度において本関税割当ての関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において、7の書類の内容に変更のないものについては、7の書類の添付を必要としない。

8 この関税割当てにより割当てを受けたフレッシュチーズを、当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書（別記

様式 5)

- 9 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付すべき書類として、第 6 に定める書類のほか、平成 31 年度において既に交付した関税割当証明書(残存数量があり、引き続き使用する場合には、通関数量を確認した後、申請者に直ちに返却する。)及び 2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

第 7 割当基準

1 第 4 の 1 の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ使用計画数量に 3.5 を乗じて得られる数量であって、この関税割当てを利用する場合のシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズの使用計画数量を超えない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和 2 年 2 月 14 日(金)午後 2 時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第 4 の 1 の (2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる期間における 1 申請者当たりの申請数量は、国産ナチュラルチーズ使用計画数量に 3.5 を乗じて得られる数量であって、この関税割当てを利用する場合のシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズの使用計画数量を超えない数量又は各期間の割当可能数量のいずれか少ない

数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和2年9月17日（木）午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和2年12月24日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第8 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものと

する。

- 2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第9 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

- (1) 割り当てられた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
- (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。）

第10 報告

- 1 CPTPPに基づくシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズの割当てを受けた者は、シュレッドチーズ製造数量等実績報告書（別記様式10）を、翌月15日までに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に1部提出するものとする。

ただし、他社製造に係る国産ナチュラルチーズを使用した者は、国産ナチュラルチーズの売買契約書の写し等当該数量の国産ナチュラルチーズを確実に使用したことを証するに足る書類を添付するものとする。

- 2 国産ナチュラルチーズ製造業者は、工場ごとに当該工場の所在地を管轄する都道府県知事に対して各月の国産ナチュラルチーズ製造数量確認申請書（別記様式11）及び国産ナチュラルチーズ販売数量確認申請書（別記様式12）を翌月8日までに提出して当該都道府県知事の発行する当該確認書の交付を受け、同月15日までに生産局長に1部提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当て申請書等の記載、関税割当て証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当て証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当て申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 3 関税割当て証明書の有効期間については、関税割当て証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当て証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当て証明書も同様とする。

なお、関税割当て証明書を返納する際、関税割当て数量を返還する場合は、「関税割当て数量の返還について」（別記様式13）を提出するとともに、割当て

を受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）の申告添付登録（M S X）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 令和2年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が9割未満の者は、令和4年度における申請可能な数量（※）の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

（※）令和4年度の割当てにおいて抽選に外れた場合、その外れた数量は含めない。

ただし、令和2年11月24日（火）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

$$\text{消化率} = \frac{\text{（注） 令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

<注>「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の細片にしたものをいう。

（別記様式）農林水産省のホームページに掲載
(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2020/tpp2020kohyo.html>)